

令和2年5月19日

東京都議会自由民主党幹事長
鈴木章浩様

東京都学校給食パン協同組合
理事長 宮崎宗一郎

緊急要望書

平素より、東京都学校給食パン協同組合にご支援、ご協力を賜わり厚く御礼を申し上げます。

さて、令和2年2月28日付け元文科初第1585号による「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受け、文部科学省は、令和2年3月10日に学校臨時休業対策費補助金(以下「補助金」という。)を創設しました。

さて、この補助金は、臨時休業中の学校給食休止に係る保護者の負担軽減及び学校給食関係事業者への「違約金等」の支援事業であります。令和2年3月の1ヶ月分に過ぎません。

しかし、新型コロナウイルス感染症は、その後も高水準で推移し、令和2年4月7日、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が7都府県に発令、16日には、対象地域が7都府県から全国に拡大することとなり、5月6日までの期間となりましたが、この期間もさらに5月31日まで延期となり学校臨時休業措置に伴い学校給食休止期間も3ヶ月間となりました。

このような状況から、特に学校給食調理業者(パン、米飯の最終加工納品業者)である当組合員は、3月においては「学校臨時休業対策費補助金」により3月発注いただいていた分は請求させていただいておりますが、全都でお支払いいただけるかもわからない状況です。また、4月、5月と学校臨時休業に伴う学校給食休止期間中は、事業者への「休業要請」と何ら変わらず、収入が大きく減少し倒産、廃業の危機に陥っており、今後の学校給食パン、炊飯の安定供給に支障を来すこととなります。

東京都に置かれましては、このような状況を勘案いただきまして、下記要望にご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

記

学校給食調理業者（パン、米飯の最終加工納品業者）である東京都学校給食パン協同組合（傘下事業者16社）の3ヶ月間の学校臨時休業措置による学校給食の休止は全組合員が資金繰り等、過去にない厳しい財政状態に陥っております。今後給食再開時に全組合員が従来通り学校給食の安定供給を図るために下記2項目の緊急要望に対しまして特段のご配慮方お願い申し上げます。

1 休業要請に基づく「協力金」の支給対象としていただきたい。

3月から3ヶ月にわたる学校臨時休業措置により、学校給食調理業者（パン、米飯の最終加工納品業者）の各事業者、特に「学校給食専業事業者」は、完全に無収入または大幅な減収となっています。

これらの企業は、東京都からの休業要請に基づく映画館やパチンコ等娯楽遊戯施設ではありませんが、小中学校や高等学校が休業要請の対象となっており学校給食が休止となったことで実質「休業要請」と同じ扱いを受け、完全に無収入または大幅に収入が減少し大打撃をうけております。このまま5月末まで学校給食の休止が続きますと倒産、廃業となる企業が出てくる可能性があります。現に他県の学校給食パンの事業者がここで1社廃業となりました。

学校給食のパン、炊飯事業者をこの度の東京都の休業要請に基づく「協力金」対象としていただくようお願いいたします。

2 新たな緊急支援策の創設について

令和2年3月の1ヶ月の臨時休業中の学校給食休止に係る学校給食関係事業者への補填は補助金を充てることとしていますが、その金額は未だ不確定な状況にあります。

また、4月及び5月の2ヶ月間は補助金が該当せず支援策は皆無であります。

そこで、東京都におかれましては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による学校給食関係事業者への対応について(通知)」(令和2年5月1日、事務連絡)等により新たな支援策の創設等ご尽力を賜りますようお願いいたします。

以上、将来に向けて学校給食の安定的な供給を図り、児童・生徒の健全な心身を育むために学校給食関係事業者に対する新たな事業実施計画の策定等について至急検討いただくよう要望いたします。